

## 原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（運搬）仕様書

### （適用範囲）

第1条 本仕様書は、江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託の運搬業務（以下「運搬業務」という。）に適用する。

### （業務の内容）

第2条 本業務は、新発田市水道局（以下「水道局」という。）の江口浄水場（新発田市江口550番地）で保管又は発生する産業廃棄物（浄水発生汚泥）の運搬業務（受渡し場所から処分地まで）とする。

### （業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

### （業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、適正に運搬業務を履行しなければならない。

### （産業廃棄物の性状等）

第5条 運搬業務の対象となる産業廃棄物の性状等は次のとおりとする。

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 産業廃棄物の種類 | 浄水発生汚泥     |
| (2) 含水率      | 概ね20%から50% |
| (3) 放射性物質濃度  | 100Bq/kg以下 |
| (4) 1回当たりの数量 | 概ね30tから50t |
| (5) 予定数量     | 約270t/年    |

（ただし、浄水場の稼働等の状況により数量の増減がある。）

### （産業廃棄物の受渡し）

第6条 前条に掲げる産業廃棄物の受渡し場所は、江口浄水場（新発田市江口550番地）とする。

2 前項の受渡し場所において運搬車両への産業廃棄物の積み込みは、発注者が手配する。

### （産業廃棄物の搬出可能日等）

第7条 前条第1項の受渡し場所の産業廃棄物の搬出可能時間については、原則として次のとおりとする。ただし、発注者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

(1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く日とする。

(2) 搬出時間は原則として、午前 9 時から午後 4 時 30 分とする。

#### (運搬車両等)

第 8 条 産業廃棄物の運搬に使用する車両等は、汚泥や汚泥からの余水等が流出及び飛散のない構造とする。

#### (業務管理)

第 9 条 受注者は、業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

2 受注者は、マニフェストを搬出の都度準備し、発注者の確認を受けるものとする。

3 処分先での計量により確認した数量をマニフェストに記入するものとする。

#### (共同グループ構成員の業務管理)

第 10 条 共同グループ（処分業務・運搬業務）で受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう常に調整を行うこと。運搬業務を行う構成員は、工程管理に協力すること。

#### (関係法令の遵守)

第 11 条 受注者は、業務の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

#### (安全管理)

第 12 条 受注者は、業務の履行に当たり労働基準法（昭和 29 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 運搬業務に当たって、その経路に所在する地方自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

#### (運搬の変更)

第 13 条 発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でない判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第 14 条 受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

2 受注者は、運搬業務の履行に当たり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(数量の確認)

第 15 条 引渡し数量の確認は、処分先の計量器（計量検定済、最小目盛 10kg）を用いて行うものとし、計量票を FAX 等で発注者に確認させるものとする。

(故障事故報告)

第 16 条 受注者は、業務の履行に当たり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第 17 条 受注者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を得ているものとする。

2 受注者は、産業廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に浄水汚泥や脱離液等が脱落、飛散しないよう万全の処置を講ずるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

3 第 6 条に掲げる受渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

4 受注者は、発注者から受注した第 2 条に規定する業務の全て又は一部を、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合はこの限りでない。

(資格を要する業務)

第 18 条 受注者は、運搬業務を履行するに当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第 19 条 受注者は、毎月の運搬業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 運搬業務の履行の確認は、業務完了報告書及び 1 次マニフェスト B 2 票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第 20 条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、決定する。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。